

マレーシアの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

マレーシアは、マレー半島南部、カリマンタン島（ボルネオ島）北部のサバ州、サラワク州からなる。15世紀にマラッカ王朝が成立し、貿易の中継地として栄えたが、16世紀にはポルトガル、17世紀にはオランダ、18世紀には英国が進出した。英国は、1824年に、現在のマレーシアを含む地域を植民地とした。第2次世界大戦中に日本により占領されたが、終戦後は再び英国の植民地となり、1948年には、英国保護領マラヤ連邦となった。1963年にマレーシアは独立したが、1965年にシンガポールがマレーシアから分離・独立した²。

マレーシアの人口は約3,200万人であり、ブミプトラ（マレー系と先住民族）が約62%、中国系が約23%、インド系が約7%である。気候は、高温多湿の熱帯雨林気候に属する。首都はクアラルンプール、公用語はマレー語、通貨はリンギットである。国民の約6割はイスラム教を信仰している。

マレーシアには、原油、天然ガス、鉄鉱石、ボーキサイト、スズ等の鉱物資源が豊富にあるほか、近年、輸出志向型工業化政策を推し進め、比較的高い経済成長を継続的に達成してきた結果、電気機器等の製造業が伸長した。

とくに1990年代以降、製造業を中心とする多くの日本企業が、マレーシア企業との貿易を行い、またマレーシアに対する投資を行ってきたことから、マレーシアは、日本企業にとって経済的な結び付きが強い国となった。豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するマレーシアは、急速な発展を続ける東南アジアの中心に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろう。

このようなマレーシアの重要性に鑑みると、マレーシアの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、マレーシアの知的財産法の概要を紹介することとしたい³。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるマレーシアの概要及び歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2018年版』（二宮書店、2018年）240～241頁等を参照した。

³ 本稿の執筆にあたっては、主に、以下のものを参照した。

①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「マレーシア」の「制度ガイド」及び「侵害ガイド」

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

②「模倣対策 マニュアル マレーシア編」（日本貿易振興機構、2013年）

II 知的財産法全般

1 概要

マレーシアは、長く英国の植民地であったことから、英国法⁴の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、知的財産法の重要な分野については、ほとんど成文法で規定されている。即ち、マレーシアが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。マレーシアの知的財産法制度は、主に、特許法、意匠法、商標法、取引表示法、地理的表示法、著作権法、半導体回路配置法、植物新品種保護法等により構成されている⁵。なお、マレーシアが独立国家となった後は、英国の裁判所の判決は、マレーシアの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

1995年にWTOの原加盟国となったマレーシアは、TRIPS協定に加盟しているほか、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO設立条約、特許協力条約(PCT)、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約等である。但し、現時点では、マレーシアは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書(以下「マドリッド・プロトコル」という)には加盟していないことに注意が必要である(現在、マドリッド・プロトコル加盟に向けた議論が行われている状況である)。

知的財産権に関連するマレーシアの政府機関のうち最も主要なものであるマレーシア知的財産公社(Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO))⁶は、主に特許、意匠及び商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。

2 外資誘致のための政策で知財に関連するもの

マレーシアは、近年、外資誘致のためのさまざまな政策を導入している。その中で知財に関連する優遇制度として、「パイオニア・ステータス」と「投資税額控除」がある。両方の優遇措置を受けることはできず、いずれかの優遇措置を選択することになる。

「パイオニア・ステータス」(PS)とは、奨励事業又は奨励製品の生産に従事する企業を対象として、5年間にわたり、パイオニア認定事業に係る所得金額の30%に対してのみ課税される(所得金額の70%については免税となる)制度である。認定対象事業としては、戦略的に重要な工業又は商業的諸活動等がある。

<https://www.ipa.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/malaysia1.pdf>

⁴ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウエールズ」の法体系を指す。

⁵ 主な知財関連法令の日本語訳は、下記ウェブサイトに掲載されている。

https://www.ipa.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm

⁶ <http://www.myipo.gov.my/en/home-2/>

「投資税額控除」(ITA)とは、奨励事業又は奨励製品の生産に従事する企業を対象として、所定の活動のために支出された資本的支出の60%の投資控除が認められる優遇措置をいう。認可プロジェクトで使用される工場・プラント・機械等に係る支出につき最初の発生日から5年間の総額の60%を控除枠として、各年度の法定所得の70%以下を相殺することができる。国家的重要プロジェクト等の場合は、100%の控除も可能である。

また、以上のほかに、特定の地域に設立された国内企業の優遇制度として、例えば、「マルチメディア・スーパー・コリドー(MSC)ステータス」がある。これは、クアラルンプールのペトロナスツインタワーからクアラルンプール国際空港までの指定地域におけるマルチメディア企業に対し、優遇措置を付与するものである。税務上の優遇措置としては、5年間の法人税免除又は投資控除、マルチメディア関連機器の輸入関税の免除等がある。

Ⅲ 特許

1 概要

特許については、2006年8月16日に施行された「特許法」に規定されている。特許法の保護対象には、通常の特許のほかに、実用新案の制度もある。特許法における通常の特許と実用新案についての多くの規定は共通しているため、本稿では、まず通常の特許について概要を説明し、その後、実用新案の特徴を紹介することとしたい。

特許権が付与される「発明」とは、発明者の思想であって、当該技術分野における一定の課題についての解決を実際に可能とするものをいう。

2 出願及び審査

マレーシアの特許法は、先願主義を採用している。

マレーシア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、マレーシアの代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願書類は、マレーシア知的財産公社に提出する。出願言語は、マレー語又は英語である。

出願日又は優先日から18か月経過後、出願内容が公開される。

マレーシアは審査請求制度を採っているため、所定の期間内に、審査請求を行う必要がある。マレーシアでは、①通常実体審査請求、及び②修正実体審査請求という2種類の審査請求制度が採用されている。「通常実体審査」(Normal Substantive Examination)とは、マレーシア知的財産公社が独自に新規性、進歩性、産業上利用可能性等の特許要件を審査する制度である。これに対し、「修正実体審査」(Modified Substantive Examination)とは、対応する外国出願がされた外国(日本、米国、EU、英国、オーストラリア、韓国)の特許庁の審査結果や、特許性に関する国際予備審査報告を提出することにより、対応する外国出願のクレームと合致するマレーシア出願のクレームに対し、実体審査を行わずに特許権を付与するという制度である。「修正実体審査」の請求を行った場合、マレーシア出願日から5

年以内に、対応する外国出願がされた外国特許庁の発行した特許証等をマレーシア知的財産公社に提出する必要がある。

なお、日本の特許庁とマレーシア知的財産公社は、2014年10月1日から、日本マレーシア特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施している（さらに、2017年10月1日より、試行期間が3年間延長されている）。これにより、一定の要件を満たす日本での特許出願の出願人は、所定の書類及び費用をマレーシア知的財産公社に提出・納付することにより、日本特許庁の審査結果に基づいてマレーシア知的財産公社での優先審査を受けることができるようになった。

3 登録

特許が登録されるためには、不特許事由に該当してはならない。不特許事由には、①発見・科学理論・数学的方法、②計画・ゲーム等の取決め、精神的活動を行うための方法、③コンピュータ・プログラム、④人体又は動物体の治療方法、⑤公序良俗に反するおそれがある発明等がある。

また、特許が登録されるためには、新規性、進歩性、産業上利用可能性も必要である。特許が登録されるための要件としての「新規性」とは、「出願日又は優先日前に、書面又は口頭による説明、使用により、マレーシア又は世界のいずれかの場所において公衆に利用可能となった従来技術を構成しないこと」を意味し、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。

登録官の決定に対して不服がある者は、高等裁判所に不服申立てを行うことができる。

特許権は、登録日から発生する。特許権の存続期間は、出願日から20年である。

特許権者は、特許権の存続期間中、発明を実施する排他的権利を有し、譲渡、実施許諾等を行うことができる。特許実施許諾契約は、書面で締結しなければならない。また、特許実施許諾契約の締結・終了は、登録官に通知して登録しなければならない。

4 侵害

特許権者の許諾なく、特許権の有効期間中に、マレーシア国内で、特許実施行為を行った者は、特許権侵害の責任を負わなければならない。特許実施行為は、①物の特許の場合は、その製造、輸入、販売の申出、販売又は使用の行為、及びその販売の申出、販売又は使用のための保管行為であり、②方法の特許の場合は、その方法の使用行為、その方法によって直接得られた製品の製造、輸入、販売の申出、販売又は使用の行為、及びその販売の申出、販売又は使用のための保管行為である。先使用に基づく行為、特許製品の並行輸入行為等は、特許権侵害とはならない。

特許権者は、侵害者に対し、民事訴訟を提起することにより、侵害行為の差止、侵害品の引渡・廃棄、損害賠償等の責任を追求することができる。特許権の被許諾者も、特許権者に侵害訴訟を要求したものの3か月以内に特許権者が応じない場合、自ら民事訴訟を提起で

きる。

訴訟時効は、侵害行為発生時から 5 年とされている。

5 実用新案

前述したとおり、特許法は、通常の特許及び実用新案の両方について共通の規定を多く有しているが、ここでは、実用新案に特徴的な点について述べたい。

「実用新案」とは、新規の製品若しくは方法又は既知の製品若しくは方法についての新規の改良を創出する新案であって、産業上利用可能なものをいう。方法についての実用新案も認められることが注目される。

マレーシアでは、実用新案の場合も、新規性については実体審査が行われる。しかし、実用新案の場合、進歩性の要件は不要である。

実用新案権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 10 年であるが、5 年間の延長が 2 回まで認められる。

IV 意匠

1 概要

意匠については、2013 年 7 月 1 日に施行された改正「意匠法」に規定されている。

意匠とは、「工業的方法又は手段により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であって、完成した物品において視覚に訴え、視覚によって判断されるもの」をいう。但し、(1) 構造についての方法又は原理、(2) 物品の形状又は輪郭の特徴であって、①当該物品が果たす機能のみにより決定付けられるもの、又は②意匠の創作者が、当該物品がその不可分の一部を構成することを意図している他の物品の外観に依存するものは、意匠の定義には含まれない。

2 出願及び登録

意匠出願に対しては、方式審査のみが行われ、新規性等の実体審査は行われず、意匠出願は方式要件さえ満たしていれば、意匠登録を受けることができる。

出願公開制度は採用されていない。意匠登録後、官報において公告される。

意匠権が付与されるためには、創作非容易性は不要であるが、新規性を有することは必要である。新規性については、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。即ち、従前は、出願日又は優先日前にマレーシア国内で開示された意匠に限り、新規性を有しないとされていたが、2013 年改正意匠法により、2013 年 7 月 1 日以降に出願された意匠については、出願日又は優先日前にマレーシア国内又は外国において開示された意匠は、新規性を有しないこととされた。

マレーシアでは、部分意匠制度は採用されていない。

意匠権の最初の存続期間は、出願日から 5 年であるが、その後、更新することができる。従前は、5 年ごと 2 回更新することができ、合計すると出願日から最長 15 年とされていたが、2013 年改正意匠法により、2013 年 7 月 1 日以降に出願された意匠及び 2013 年 7 月 1 日時点において係属中又は有効な意匠については、5 年ごと 4 回更新することができ、合計すると出願日から最長 25 年とされた。

3 侵害

意匠権者の許諾なく、意匠権の有効期間中に、マレーシア国内で、意匠実施行為を行った者は、意匠権侵害の責任を負わなければならない。意匠実施行為は、①登録意匠を、意匠物品、偽造品又は明らかな模倣品に適用する行為、②登録意匠が適用された意匠物品、偽造品、又は明らかな模倣品を販売、取引又は事業目的での使用のために輸入する行為、③上記のいずれかの物品を、販売、販売の申出又はそのための保管、賃貸、賃貸の申出又はそのための保管をする行為である。先使用に基づく行為、意匠製品の並行輸入行為等は、意匠権侵害とはならない。

意匠権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、侵害品の引渡・廃棄、損害賠償等の責任を追求することができる。意匠権の被許諾者も、意匠権者に侵害訴訟を要求したものの 3 か月以内に意匠権者が応じない場合、自ら民事訴訟を提起できる。

訴訟時効は、侵害行為発生時から 5 年とされている。

V 商標

1 概要

商標については、2003 年 3 月 3 日に施行された改正「商標法」に規定されている。

商標とは、「図形、銘柄、ラベル、見出し語、正札、名前、署名、単語、文字、数字又はこれらの組合せであって、業として商品又はサービスを譲渡等又提供する者がその商品又はサービスについて使用するもの」をいう。

マレーシアでは、立体商標、連合商標、防護標章、証明商標、団体商標等が認められているが、音、香り、味、動く商標の登録は認められない。

2 出願及び審査

商標出願時には、商標を実際に使用している必要は無いが、商標を使用する誠実な意図を有することは必要である。

マレーシアでは、商標出願に対して、「先願主義」及び「一商標一区分制」が採用されている。商標出願に対しては、①方式審査、並びに②登録性及び既登録商標との抵触について実体審査が行われる。商標出願は全件審査されるため、審査請求制度は無い。

審査官が、方式要件又は実体要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が送付

される。これに対し出願人が通知日から2か月（延長可能）以内に応答せず、又は拒絶理由を解消できなかった場合、当該商標出願は拒絶される。拒絶決定に対し、出願人は、高等裁判所に対して不服申立てを行うことができる。

マレーシアは、マドリッド・プロトコルに加盟していないため、マドプロ出願によりマレーシアでの商標登録を受けることはできない。

3 登録

審査官が、方式要件及び実体要件の両方を満たしていると判断した場合、異議申立のために出願内容が公告される。出願公告日から2か月間（延長可能）、誰からも登録官に異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録証が発行される。

商標が登録されるためには、不登録事由に該当してはならない。不登録事由としては、①使用によって公衆に対する欺瞞又は混同の恐れがある場合、②使用が法律に違反する場合、③他人の登録商標と同一又は類似する商標であって、その指定商品又は役務と同一又は類似する商品又は役務である場合等がある。

なお、マレーシアでは、他人の登録商標と同一又は類似する商標であっても、当該他人から、出願に係る商標を登録することに同意する旨を記載した書面を入手して提出することにより、拒絶理由を回避することができるという制度が採られている。

商標権の存続期間は、出願日から10年であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。

商標出願及び商標権は、事業の譲渡とは関係なく、譲渡することが可能である。商標権の使用許諾をすることも可能であるが、使用許諾を第三者に対抗するためには、マレーシア知的財産公社に登録する必要がある。

登録商標が、指定商品又は役務について3年以上使用されていないときは、第三者の請求により、当該登録商標は取り消される可能性がある。

4 侵害

商標権者の許諾なく、商標権の有効期間中に、マレーシア国内で、商標使用行為を行った者は、商標権侵害の責任を負わなければならない。商標使用行為は、登録商標と同一又は誤認若しくは混同を生じさせるおそれがある程度に類似する商標を、当該登録商標の商品又はサービスについて業として使用する場合における、①登録商標としての使用（製造、流通及び販売等）、②広告宣伝において商品・商品の出所を示す使用、③広告宣伝においてサービス・サービスの提供元を示す使用である。先使用に基づく行為等は、商標権侵害とはならない。

商標権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、侵害品の引渡・廃棄、損害賠償等の責任を追求することができる。商標権の被許諾者も、商標権者に侵害訴訟を要求したものの2か月

以内に商標権者が応じない場合、自ら民事訴訟を提起できる。

訴訟時効は、侵害行為発生時から 6 年とされている。

VI 著作権

1 概要

著作権については、2012 年 6 月 1 日に施行された改正「著作権法」に規定されている。

マレーシアはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はマレーシアでも保護される。

2 著作物

著作物の種類としては、言語、音楽、美術、映画、録音物、放送、二次的著作物等がある。言語著作物には、コンピュータ・プログラムが含まれる。

著作物は、創作性のあるものであること（即ち、著作者により独立して作成され、かつ、最小限の創造性を有すること）が必要である。

3 著作権

著作権の種類としては、①複製権、②公衆送信権、③実演権、公衆への展示権、上演権、④公衆への複製物の頒布権、⑤公衆への商業的貸与権がある。

4 無方式主義

マレーシアでも、日本と同様、著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。しかし、マレーシアでは、任意で著作権を登録することができる制度が定められている。

5 著作権の保護期間

著作権の保護期間は、著作者の生存期間中及び死後 50 年間存続する。

映画、放送、録音物等の二次的著作物については、発行後 50 年間存続する。

6 侵害

著作権者の許諾なく、著作権の有効期間中に、マレーシア国内で、著作権使用行為を行った者は、著作権侵害の責任を負わなければならない。著作権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、侵害品の引渡・廃棄、損害賠償、不当利得の返還等の責任を追求することができる。

著作権侵害事件においては、法定損害賠償・懲罰的賠償の請求も認められている。即ち、法定損害賠償額は、著作権が使用された著作物ごとに、25,000 リンギット以下であり、上限は 50 万リンギットである。また、被告の得た利益の大きさ・侵害の悪質さ等を考慮し、

追加の懲罰的賠償が認められる。

Ⅶ 営業秘密

マレーシアには、日本の「不正競争防止法」に相当する独立した制定法は存在せず、営業秘密侵害行為に関する制定法は無い。

しかし、マレーシアにおいても、裁判所により、個別具体的事案ごとに、判例法に基づく営業秘密保護が認められている。

営業秘密とは、製法、方法、技術、製造費用、顧客リスト、事業計画等の秘密の営業情報が含まれる。

営業秘密保持義務違反の要件としては、①当該情報に機密性があること、②秘密保持義務を伴う状況において当該情報が伝達されたこと、及び③当該情報を伝達した者の不利益となるように当該情報が無断で使用されたことが挙げられる。

Ⅷ 詐称通用（パッシング・オフ）

「詐称通用」(passing off) とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」(good will) と呼ばれる。詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。マレーシアにおいても、英国法の影響から、詐称通用の概念が判例法上認められている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、マレーシアで商標登録をしていなくても、マレーシアにおける先使用、名声、周知性等があれば、詐称通用を理由に、不正使用からの保護を受けられる可能性がある。今日、詐称通用は、被告の営業行為が原告の営業行為であると公衆に誤認されるような場合一般に広く認められている。

詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示（意図的なものか否かを問わない）があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、である。

英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれて

いる。マレーシアでも、英国の判例法と同じ考え方が採られている。

なお、マレーシアで十分な事業上の信用を獲得しているといえない場合は、たとえ外国で有名であったとしても、マレーシアでグッド・ウィルを有しているとはいえない。

Ⅸ エンフォースメント

1 総説

マレーシアの急速な経済発展に伴い、実際の知的財産権侵害は増加傾向にあるが、摘発が追いついていないのが実状である。

マレーシアにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、行政的手段（行政摘発）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置がある。

上記の救済手段のうち、行政的手段（行政摘発）が比較的活発に利用されているものの、民事訴訟、刑事訴訟及び税関の水際措置の利用件数は、決して多いとはいえないのが現状である。将来的には、権利者がこれらの救済手段を利用するケースも次第に増えていくことになると思われる。

2 民事訴訟

マレーシアでは、①最高裁判所に相当する「連邦裁判所」（事実審は行わず、法律審のみを行う）、②「控訴裁判所」（1か所のみであり、連邦裁判所と同じビルの中にある）、③「高等裁判所」（マラヤ、サバ、サワラクの3か所にある）、④下級裁判所として地区ごとに「初級裁判所」及び「治安判事裁判所」が設置されている。マレーシアの裁判所システムは、三審制を採用している。

また、マレーシアでは、2007年に「知的財産裁判所」が設置されており、①初級裁判所に設置された知的財産裁判所は、刑事事件を、また、②高等裁判所に設置された知的財産裁判所は、刑事事件、行政事件・民事事件の第一審及び刑事事件の上訴審を管轄する。知的財産権侵害事件の民事訴訟は、差止命令を出す権限を有する高等裁判所に提訴されるのが通常である（なお、初級裁判所及び治安判事裁判所には、差止命令を出す権限が無い）。

マレーシアの訴訟制度は、英国の訴訟制度に基づいて形成されている。

民事訴訟の手段は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、詐称通用事件、営業秘密侵害事件等も対象となる。商標権侵害及び著作権侵害のケースでは、行政摘発・刑事処罰の手段も可能であるが、1回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。

さらに、民事訴訟を提起する場合、暫定的救済手段を利用することも考えられる（表1を参照）。但し、英米法独特の概念が多く、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、理解が難しい面がある。

表 1 : マレーシアにおける暫定的救済手段

用語	定義
仮差止命令	緊急性がある場合に、裁判所の審理の間、被疑侵害者に一定の行為を継続しないように裁判所から出される命令。命令に違反した者には、法廷侮辱罪が成立し、罰金刑・禁固刑が科される可能性がある。仮差止命令が下された場合、21日以内に執行しなければならない。
アントン・ピラー命令	被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令。被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の捜索・検査等を認めるように要求する。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である Anton Piller KG v. Manufacturing Processes (1976) が先例となっている。
マレーヴァ差止命令	被告資産を凍結し、損害賠償の支払いを受けるために資産を差し押さえること。

3 行政摘発

取引表示法に違反した者に対しては、「国内取引・協同組合・消費者省」(Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism (MDTCC)) の法執行部門が、迅速かつ低コストでの処罰等を行う権限を有する。取引表示法にいう「取引表示」には、物品・商品の性質、名称、製造日、製造場所、有効期限等が含まれる。取引表示法違反行為としては、①商品が登録商標に関する権利の対象であるとの虚偽取引表示を行うこと、②登録商標に関する権利の対象であるとの虚偽取引表示がなされている商品を生供給し又は供給の申出を行うこと、又は③虚偽取引表示がなされた商品を生供給し又は供給目的で所持・保管・管理を行うこと等があるが、實際上、登録商標権侵害や著作権侵害のケースが多い。

登録商標権者は、被疑侵害者が使用している商標又は表示が登録商標と同一である場合、直接 MDTCC に侵害の証拠等の資料を提出して侵害を申し立てることができる。しかし、被疑侵害者の商標又は表示が登録商標と同一でない場合、取引表示法に基づき、登録商標権者は、高等裁判所から、取引表示命令 (Trade Description Order (TDO)) の発行を受けた上で、MDTCC の法執行部門に対し、刑事告訴及び処罰を求めることができる。上記の取引表示命令には、被疑侵害者による商標の使用又は表示を侵害と宣言する旨が記載される。取引表示命令の有効期間は、発行後 1 年間であるが、再請求により更新することが可能である。

MDTCC は、被疑侵害者の行為が取引表示法違反に該当すると合理的に判断した場合、押収した全ての侵害品を没収することができる。また、MDTCC の法執行部門は、捜査権限をも付与されている。即ち、職権により又は申立を受けて、被疑者の拘束、情報提出命令、記録の閲覧、施設への立入り、侵害物品の押収・没収等を行うことができる。捜査の結果、MDTCC の担当官は、被疑侵害者に対し告訴するか否かを判断することになる。

4 刑事告訴

MDTCCは、捜査の結果、被疑侵害者に対し告訴することを決定した場合、報告書を初級裁判所に提出する。被疑侵害者を起訴するか否かについては、検察官が報告書の内容を判断して決定する。

審理の結果、被疑侵害者が有罪であるとされる場合、裁判所は、罰金刑・禁固刑を科すほか、侵害品の没収等の処分方法を命じることができる。権利者は、上記の侵害品を、民事訴訟における証拠として利用することができる。

被告が法人である場合、両罰規定により、会社の管理職・業務責任者をも被告とすることができる。

マレーシアでは、法令上、商標権侵害及び著作権侵害は処罰の対象として規定されている。商標権侵害及び著作権侵害の刑事事件は、警察も捜査権限を有するが、マレーシアでは、MDTCCの法執行部門が知財権侵害についての強い権限を有するため、実際には、警察が主体となって法執行を行う事案は少ない⁷。

5 税関による水際取締り

マレーシアにおいては、とくに中国で製造された知的財産権侵害物品の流通が多い。マレーシア税関は、輸入管理業務において、模倣品及び海賊版等の商標権及び著作権の侵害行為に対しては、知的財産権侵害物品の調査・摘発を行うことができる。これに対し、特許権及び意匠権の侵害行為は、税関による水際取締りの対象とはされていない。

しかし、マレーシアでは、商標権の税関登録制度が未整備であるため、商標権者としては、個別の侵害行為に関する情報を事前に把握し、税関に通知・申請することにより、輸入差止による保護を受けるというシステムとなっている。実際には、残念ながら、マレーシアにおける税関による水際取締りは、十分に機能しているとはいえないのが現状である。

X おわりに

以上、マレーシアの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるマレーシアにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、マレーシアの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。

①豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するマレーシアは、急速な発展を続ける東南アジアの中心に位置する国として、今後も、日本企業にとって最重要投資先の一つであり続けるであろうこと、②マレーシアで知的財産権侵害対策をとることにより、中国で製

⁷ 黒瀬雅志著「アジア・知財の現場を歩く（第4回）」（『知財ぷりずむ Vol.14 No.160』（2016年1月）所収）7頁。

造された模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の流通を抑止する効果も期待できること等をも合わせ考えると、今後も、マレーシアの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14708』（経済産業調査会、2018年、原題は「世界の知的財産法 第21回 マレーシア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。